

序章 公共施設景観形成ガイドラインについて

1. ガイドライン策定の背景

- 景観まちづくりは、誇りと愛着の醸成、快適な生活環境、地域の個性、産業・観光の振興に資する
- 公共施設は、財産となる良好な景観形成を先導する役割を担っている

2. 良好な景観形成のために公共施設に求めること

- ①まちの財産であることを認識し、質を高める
- ②その土地の自然環境と歴史・文化、まちなみの特徴を読み解く
- ③長く親しまれ、年月とともに味わいの増す施設とする
- ④必要な機能を過不足なく備え、誰もが安全で快適に利用できる
- ⑤建設費や維持管理費など、総体的な費用が適正である
- ⑥施設整備に関する技術を蓄積・共有し、確実に引き継ぐ

3. ガイドラインの目的と位置づけ

- 公共施設共通・施設別・整備の進め方の配慮事項をまとめ、公共施設整備を行う際の「手引き書」として活用し、本市の良好な景観形成を推進
- 「宗像市景観計画」を補完する指針

4. 適用の範囲

- 市が整備する公共施設に適用し、国・県等が整備する際は、本ガイドラインへの理解を要請
- 災害復旧など緊急を要する事業、維持補修などの小規模事業の際も、景観に配慮した事業実施に努める

5. ガイドラインの構成

- 「宗像市の景観形成について」、「公共施設共通の景観形成ガイドライン」、「公共施設別景観形成ガイドライン」、「公共施設整備の進め方」の4つの章で構成

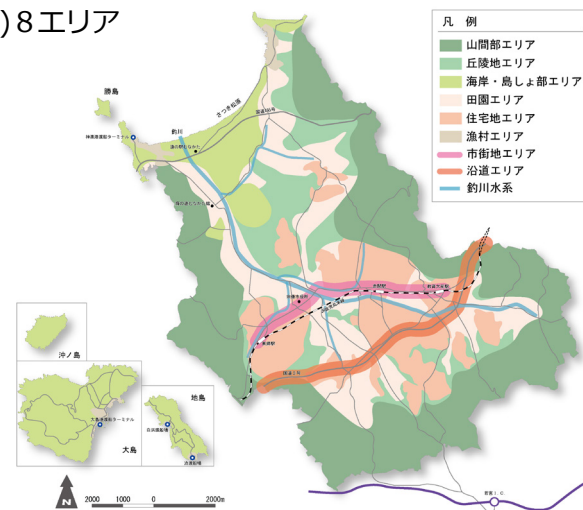
第1章 宗像市の景観形成について

1. 景観特性（宗像市景観まちづくりプランの抜粋）

- (1) 自然・田園・集落
 - 四塚連山をはじめとした山々の景観
 - 玄界灘と島々の景観
 - 釣川水系とその周辺の田園景観
 - 「海の道」の発着地点である漁村集落の景観
- (2) 歴史・文化
 - 宗像大社をはじめとした歴史遺産・文化遺産の景観
 - 旧唐津街道がつながる歴史的景観
- (3) 市街地・沿道
 - 緑に囲まれゆとりのある計画的住宅地の景観
 - 沿道に広がる市街地の景観

2. 景観形成方針（宗像市景観計画の抜粋）

- (1) 基本方針
 - 1)歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成
 - 2)海、山、川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成
 - 3)住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成
- (2) 景観形成方針
 - 1)8エリア



2) 3軸（略）

第2章 公共施設共通の景観形成ガイドライン

1. 基本的な配慮事項

- (1) 企画・構想段階

まもる：豊かな自然景観や歴史・文化遺産の保全・活用に努める
 なおす：今ある公共施設のデザインを戦略的・重点的に改善する

 - 1)自然環境に負荷をかけない
 - 2)歴史・文化資源を尊重する
 - 3)施設の役割にふさわしい整備とする
 - 4)費用対効果の高い修景を進める

(2) 計画・設計・施工段階

- つなげる：良好な眺望景観を確保し、景観軸の一体感や連続性を大切にする
 なじませる：周辺の自然景観や街なみ、公共施設などとの調和を図る
- 1)視点場からの眺望や周囲からの見え方を認識する
 - 2)異なる施設や整備主体が協調してデザインする
 - 3)維持・管理面に配慮する
 - 4)工事中の景観にも配慮する
 - 5)利用後は自然環境の回復に努める

2. 要素別の配慮事項

- (1) 法面・擁壁・護岸
- (2) 配置・規模・高さ
- (3) 形態意匠
- (4) 素材・色彩
- (5) 外構・緑化等
- (6) 公共の広告物

第3章 公共施設別景観形成ガイドライン

1. 道路（橋梁）

- (1) 全体ガイドライン
 - 道路（橋梁）の機能、役割を整理
- (2) 要素別ガイドライン
 - 1)道路の線形
 - 2)舗装
 - 3)緑化
 - 4)防護柵
 - 5)照明
 - 6)その他の道路附属物等
 - 7)橋梁
 - 8)立体構造物

2. 河川

- (1) 全体ガイドライン
 - 河川の機能、役割を整理
- (2) 要素別ガイドライン
 - 1)護岸
 - 2)堤防
 - 3)植栽
 - 4)転落防止柵
 - 5)その他付帯施設

3. 公園・広場

- (1) 全体ガイドライン
 - 公園・広場の機能、役割を整理
- (2) 要素別ガイドライン
 - 1)擁壁
 - 2)樹木
 - 3)舗装
 - 4)境界部・フェンス
 - 5)公園内建築物
 - 6)その他付帯施設

4. 海岸

- (1) 全体ガイドライン
 - 海岸の機能、役割を整理
- (2) 要素別ガイドライン
 - 1)自然地形・海浜
 - 2)堤防・護岸
 - 3)緑地・植栽
 - 4)転落防止柵
 - 5)仮設建築物等

5. 港湾・漁港

- (1) 全体ガイドライン
 - 港湾・漁港の機能、役割を整理
- (2) 要素別ガイドライン
 - 1)岸壁、堤防・護岸
 - 2)建築物等
 - 3)公園・緑地
 - 4)転落防止柵

6. 農業用施設

- (1) 全体ガイドライン
 - 農業用施設の機能、役割を整理
- (2) 要素別ガイドライン
 - 1)農道等の線形
 - 2)護岸
 - 3)舗装
 - 4)転落防止柵
 - 5)その他付帯施設

7. 砂防施設

- (1) 全体ガイドライン
 - 砂防施設の機能、役割を整理
- (2) 要素別ガイドライン
 - 1)配置・規模
 - 2)工種
 - 3)形状
 - 4)材料

8. 公共建築物

- (1) 全体ガイドライン
 - 公共建築物の機能、役割を整理
- (2) 要素別ガイドライン
 - 1)配置・規模
 - 2)施設へのアクセス
 - 3)素材・色彩
 - 4)形態意匠
 - 5)外構・緑化

第4章 公共施設整備の進め方

1. 発注段階の工夫と景観協議等

- 発注段階において、計画・設計の与条件となる「配慮事項」の提示を推進する。
- コンペ方式やプロポーザル方式に積極的に取り組む。
- 質の高い公共施設整備を担保するため、景観協議を行う。
- 緊急を要する事業でも景観に配慮できるよう準備する。

2. 景観協議の対象と体制

施設の企画・構想段階で都市計画課に相談。協議の必要性を判断。

3. 景観協議のフロー

事業の各段階で、必要に応じて景観アドバイザーの助言・指導を受けることを基本とする。協議案件は数年後に確認調査を行う。

4. 手続きに必要な図書

必要図書と様式のまとめ